

会派行政視察届出書

平成27年 6 月 26 日

豊明市議会議長 殿

会派の名称 緑の風

代表者氏名 蟹井智行

下記のとおり会派の行政視察を実施しますので届出致します。

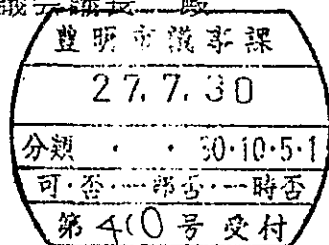
記

期 間	平成27年 7 月 27 日～ 7 月 28 日 (1泊2日)											
視 察 先 及 び 視 察 事 項	<p>【7月27日(月)】 中小企業庁「小規模企業振興基本法について聞き取り」</p> <p>【7月28日(火)】 午前 埼玉県川越市役所 「スチューデントサポーター事業について聞き取り」 午後 埼玉県朝霞市役所 「障がい児放課後児童クラブ見学」</p>											
参加議員	蟹井智行、近藤裕英											
旅 費 額 (概 算 額)	<table border="1"> <tr> <td>交通費</td> <td>25,220 円</td> </tr> <tr> <td>日 当</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>宿泊料</td> <td>14,500 円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>42,720 円</td> </tr> </table>	交通費	25,220 円	日 当	3,000 円	宿泊料	14,500 円	その他	0 円	合 計	42,720 円	<p>旅 費 総 額</p> <p>2 人分</p> <p>85,440 円</p>
交通費	25,220 円											
日 当	3,000 円											
宿泊料	14,500 円											
その他	0 円											
合 計	42,720 円											
備 考												

会派行政視察変更届出書

平成 27 年 7 月 30 日

豊明市議会議長 殿



会派の名称 **緑 α 風**

代表者氏名 **蟹 本 智 行**

平成 27 年 6 月 26 日付けにて届出致しました会派行政視察について、下記のとおり変更しましたので届出致します。

記

	変更後	変更前																																				
期間																																						
視察先 及び 視察事項																																						
参加議員																																						
旅費額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">一</td> <td style="width: 25%;">交通費</td> <td style="width: 20%;">24,290 円</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 25%;">交通費</td> <td style="width: 20%;">25,220 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人</td> <td>日 当</td> <td>3,000 円</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td>日 当</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当</td> <td>宿泊料</td> <td>14,500 円</td> <td style="text-align: center;">当</td> <td>宿泊料</td> <td>14,500 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">り</td> <td>その他</td> <td>円</td> <td style="text-align: center;">り</td> <td>その他</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td>41,790 円</td> <td></td> <td>合 計</td> <td>42,720 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総額</td> <td>83,580 円</td> <td></td> <td>総額</td> <td>85,440 円</td> </tr> </table>	一	交通費	24,290 円		交通費	25,220 円	人	日 当	3,000 円	人	日 当	3,000 円	当	宿泊料	14,500 円	当	宿泊料	14,500 円	り	その他	円	り	その他	円		合 計	41,790 円		合 計	42,720 円		総額	83,580 円		総額	85,440 円	
一	交通費	24,290 円		交通費	25,220 円																																	
人	日 当	3,000 円	人	日 当	3,000 円																																	
当	宿泊料	14,500 円	当	宿泊料	14,500 円																																	
り	その他	円	り	その他	円																																	
	合 計	41,790 円		合 計	42,720 円																																	
	総額	83,580 円		総額	85,440 円																																	
備 考																																						

旅 費 計 算 書					概 算		27年 7 月 日			
					精 算		27年 7 月 30 日			
決 裁 欄	人 事 担 当 課	課長補佐	担当係長	係	主 管 課	課 長	課長補佐	担当係長	係	所 属 課 名
職 氏 名		議員 蟹井智行 外1名				職 務 の 級				
目 的		会派(緑の風)行政視察				議員				
出 張 先 (地 名)		東京都 参議院会館 外								
出 張 月 日		平成 27年 7月 27日 (月) ~ 平成 27年 7月 28日 (火)					1 泊 2 日			
経路・運賃 (旅費計算の起点~終点)		(別紙のとおり)								
過不足が生じた時は、赤字で訂正のこと										
						確認 秘書広報課				
		概 算				精 算 (過不足額無しの時不用)				
経 費	運 賃	25,220円×2人		50,440 円	24,290円×2人		48,580 円			
	宿 泊 料	14,500円×2人		29,000 円			29,000 円			
	日 当	1,500円×2人×2日		6,000 円			6,000 円			
	計			85,440 円			83,580 円			
経費の過不足額						1860 円				
経費の過不足 が生じた場合 の決裁欄		人 事 担 当 課	課長補佐	担当係長	係	主 管 課	課長補佐	担当係長	係	
負 担 金		円								
市以外の補助団体及び補助金額		円								
備 考		近藤裕英								

番号

※ 主管課の決裁欄中、課長補佐が配置されていない場合は、主幹が専決し、主幹又は課長補佐が配置されていない場合は、課長が専決する。

◎ 市役所以外の勤務公署からの旅行又は自宅から目的地へ直行・直帰する場合等は、勤務公署から目的地までの運賃(市役所から目的地までの運賃を上限)を限度額として計算する。

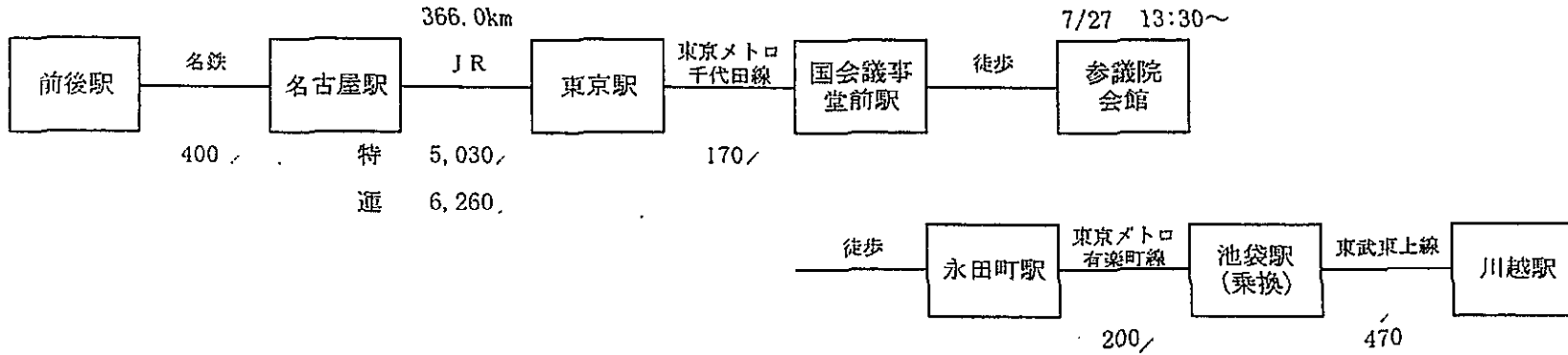
【参考】市役所⇒前後(名鉄バス:170円)、前後⇒金山(名鉄電車:340円)、前後⇒名古屋(名鉄電車:390円)

◎ 通勤定期乗車券が利用できる場合は、その区間の運賃を減額する。

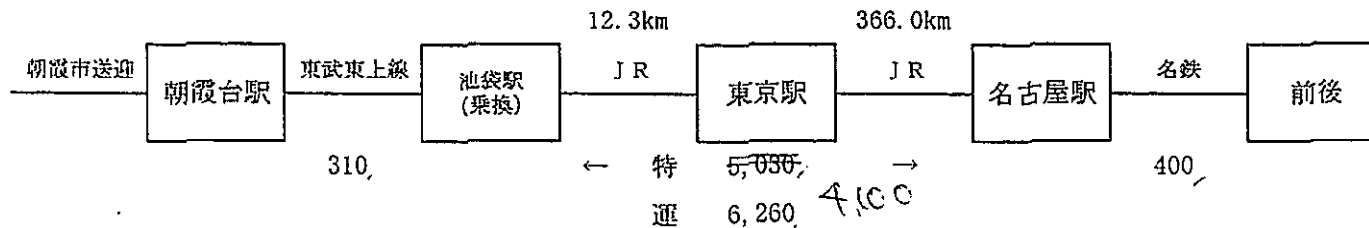
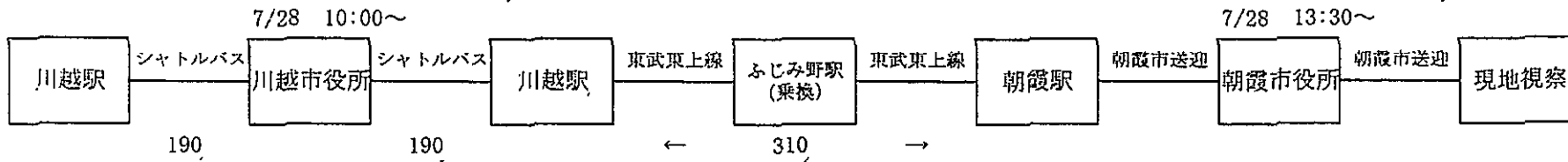
◎ 経路・運賃欄は、旅費計算の起点から終点までの部分のみを記載する。(片道公用車を使用した場合や主催者のバスを利用した場合などは、その状況がわかるように記載する。)



(1日目)



(2日目)



4,100
指定席を利用
し+2割のため

運賃合計 27,290
~~25,220~~ 円

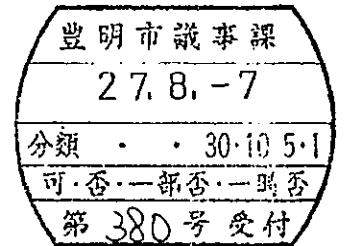
会派行政視察報告書

平成27年 7 月 30 日

豊明市議会議長 殿

会派の名称 緑の風

代表者氏名 蟹井智行



下記のとおり会派の行政視察を実施したので報告します。

記

期 間	平成27年 7 月 27 日～ 7 月 28 日 (1泊2日)
視 察 先 及び 視 察 項 目	<p>7/27 (月) 参議院議員会館第3会議室にて参議院宮本周司議員より「小規模企業振興基本法案」の説明を受ける。 続いて同じ場所にて、中小企業庁松田圭右小規模企業振興課課長補佐より「小規模企業振興に関する条例」について説明を受ける。</p> <p>7/28 (火) 川越市教育委員会教育センター浅見浩子指導主事より「学生 (スチューデント・サポーター) による不登校児童生徒支援事業」について説明を受ける。 朝霞市役所麦田伸之福祉部参事兼保育課長と斉藤大助保育総務係係長より「障害児放課後児童クラブ」の説明を受ける。その後、現地にて施設見学。 (別紙詳細報告書参照)</p>
参加議員	蟹井智行 近藤裕英
欠席議員	なし
備 考	

2015年7月27日(月)

参議院宮本周司議員より受けた「小規模企業振興基本法案」の説明内容

1 小規模企業振興基本法案のポイント

- ・「成長発展」という理念に加えて「事業の持続的発展」を基本原則に位置づけた。
- ・政府が基本計画(5年)を策定して、毎年、小規模企業の動向や振興策を国会に報告する義務を負うことにしたこと。
- ・国とともに地方公共団体が、小規模企業の振興の施策を策定し、実行していく責務を負ったこと。



2 小規模企業振興基本法案の4つの柱

- ・小規模企業の得意とする顔の見える信頼関係などを活かすことによる「潜在需要の掘り起こし」の推進。
- ・「多様な個々の能力を活かせる人材を確保・育成」すること。
- ・「地域の活性化に資する事業を推進」すること。
- ・「商工会をはじめとして、支援機関や行政など関係者が連携し、総力を挙げて支援できる体制を構築」すること。

3 地方自治体としては、アクションプランを作っていくこと、個々の強みを伸ばすサポートをすること等を考えてほしい。

中小企業庁小規模企業振興課松田圭右課長補佐より受けた「小規模企業振興に関する条例について」の説明内容

- ・小規模企業振興基本法(小規模基本法)の概要について
- ・小規模企業振興基本法及び中小企業基本法における地方公共団体に関する規定について
- ・中小企業と小規模企業振興に関する基本条例の都道府県の状況について
- ・都道府県の中小企業振興に関する基本条例の構成例について
前文→目的→定義→基本理念→各地方公共団体の責務→中小企業者の努力→支援機関等関係団体の役割→各地方公共団体の住民の理解及び協力→基本方針→財政上の措置→実施状況等の報告、公表
- ・小規模事業者持続化補助金について
平成25年度補正予算66億円
平成26年度補正予算166億円
小規模事業者が、商工会や商工会議所と一体となって、経営計画を作り



つつ販路開拓に取り組む費用（チラシ作成費用や商談会参加のための運賃など）を支援する。

2015年7月28日（火）午前中

川越市教育委員会教育センター浅見浩子指導主事より受けた「学生（スチューデント・サポーター）による不登校児童生徒支援事業」の説明内容

1 川越市立教育センター分室（リベラ）の事業内容

① 教育相談

- ・ 面接相談
- ・ 電話相談
- ・ いじめ相談直通電話
- ・ いじめ相談電子窓口

② 適応指導

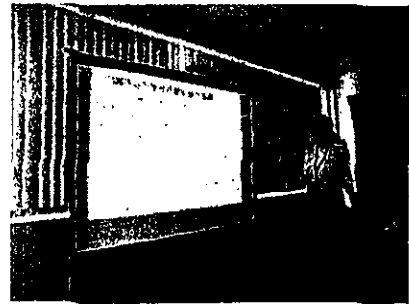
- ・ 適応指導教室（つばさ教室）をリベラ2階に設置

2 いきいき登校サポートプラン

- ・ スクールソーシャルワーカーの配置
- ・ 市内22全中学校にさわやか相談員を一人ずつ配置
- ・ 適応指導教室（つばさ教室）で学校復帰の援助をする
- ・ いきいき登校サポートセミナーで保護者といっしょに考える
- ・ 大学教授、市立小中学校長、養護教諭、臨床心理士などで不登校問題の現状分析と対策の検討
- ・ 心理学などを学ぶ学生による不登校児童生徒支援事業（スチューデント・サポーター）を展開

3 学生による不登校児童生徒支援事業

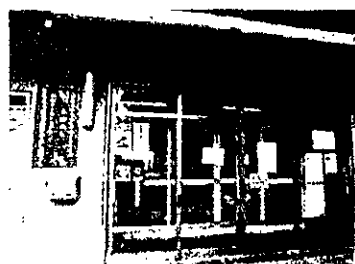
- ・ 名称をスチューデント・サポーターとする
- ・ 1回の活動時間を1～2時間とする
- ・ 1日につき謝金を2,000円とする
- ・ 活動内容
 - リベラ、教育センター等の施設を利用した会話・相談、学習支援
 - 家庭訪問による会話・相談、学習支援
 - 学校の相談室・保健室等における会話・相談、学習支援
 - 電話・メールによる会話・相談
- ・ 教諭や親とは違う見知らぬお兄さんやお姉さんとの会話が心を開くきっかけになっており、不登校の子ども達の心のケアに一役買っている。



2015年7月28日(火)午後

朝霞市役所麦田伸之福祉部参事兼保育課長と斉藤大助保育総務係係長より受けた「障害児放課後児童クラブ」の説明内容。

- ・平成25年6月に公設の障害児放課後児童クラブを設置
- ・定員20名で現在14名が参加している
 - 小学生5名、中学生4名、高校生5名
- ・月曜から金曜は、学校の授業後～午後5時30分まで
- ・土曜日は月に2回 午前10時～午後5時まで
- ・長期休業中 午前10時～午後5時まで
- ・保育料は1万円
- ・指導員は11名(正規職員2名、臨職9名)
- ・障害児6名に対して指導員1名配置、ただし重度障害児3名に対しては指導員1名を配置
- ・指導員の資格は、保育士、児童指導員、特別支援学校教諭等の教職員の資格や免許を有する者、障害児の保育や指導に対して知識経験を有する者
- ・「子育て支援センターおもちゃ図書館なかよしぱあく」を障害児放課後クラブに併設している。
- ・「地域活動支援センターなかよしかふえ」をNPO法人が運営している。



- 感想
- 1 豊明市小規模企業振興基本条例については、これから煮詰めなくてはいけないことがたくさんあるということが分かりました。
 - 2 学生(スチューデント・サポーター)による不登校児童生徒支援事業については、豊明市立中央小学校が愛知教育大学の学生を算数ボランティアや特別支援教育ボランティアとして活用していることから、全く無理な話ではないと感じました。素晴らしい取り組みなので、ぜひ実現させたいと思いました。
 - 3 障害児放課後児童クラブについては、素晴らしい取り組みだと感心しましたし、これからどの地域でも絶対に必要になってくると思いますが、豊明市ですぐに実現できるかと考えると、ハードルが高いと感じました。
 - 4 川越市役所、川越市立教育センター分室、朝霞市役所、それぞれの職員の方に、たいへんお世話になりました。感謝します。